

助産所調査の概要

1 目的

入所施設を有する助産所が、医療法その他の法令に基づき、適正な管理を行っていること及び直近における分娩の取り扱い状況を調査するとともに、施設の運営管理に関する必要な情報を提供することを目的とします。

2 実施方法

(1) 調査票による調査 **※ 全施設が対象です。**

同封した「助産所調査票」に、必要事項を御記入いただき、同封の返信用封筒又はEメールで医療安全課へ提出してください。

(2) 現地調査（原則として4年に1度実施します。）

※ 昨年度に開設した施設のみが対象です。

事前に医療安全課から電話にて、日程の調整をさせていただきます。

ア 調査時間

1時間程度を予定しています。（入所室数や分娩取扱数等により異なります。）

イ 調査人員

2～3名程度で行います。

ウ 調査方法

事前に御提出いただいた（1）の助産所調査票の内容を中心に、聞き取り及び書類調査を行った後、所内を一巡させていただきます。その後、これらの結果をふまえて講評を行います。（講評時には、管理者の同席をお願いいたします。）

3 現地調査当日に準備していただく主な帳票類 **※ 昨年度に開設した施設のみが対象です。**

- (1) 入所室の入所状況に関するもの（入所者数を記載した日報等）
- (2) 業務委託に関するもの（契約書等）
- (3) 感染性廃棄物の処理に関するもの（契約書、マニフェスト等）
- (4) 産あい物の処理に関するもの（契約書、処理伝票等）
- (5) 嘱託医師及び嘱託医療機関に関するもの（契約書等）
- (6) 医師の指示に関するもの（包括的指示書等）
- (7) 職員の健康管理に関するもの（健康診断の記録等）
- (8) 人事労務に関するもの（医療従事者の免許証の写し、履歴書、雇用契約書等）
- (9) 助産に関する帳票、諸記録（助産録、分娩台帳等）
- (10) 安全管理の体制に関するもの（医療の安全管理に係る指針、医療事故等に対するマニュアル、院内感染対策のための指針、院内感染対策マニュアル、研修等の実施記録、医薬品業務手順書等）
- (11) 防火・防災に関するもの（消防計画、避難訓練等の実施記録等）
- (12) 食事の提供に関するもの（提供した食数の記録、検食簿等）
- (13) 院内で実施した検査に関するもの（試薬台帳、標準作業書、作業日誌等）

4 現地調査実施期間 **※ 昨年度に開設した施設のみが対象です。**

令和6年12月から令和7年1月の間で実施します。

5 問い合わせ先

横浜市保健所（医療局医療安全課）

TEL. 045-671-2414

E-mail : ir-ihoujin@city.yokohama.lg.jp